

すまいる通信 平成28年9月 第38号

「将来、もし自分が老人ホームなどの施設に入ることになったら、そのときに自宅を売却しようと思っている。」という相談が増えています。私が「もし万が一、認知症になってしまったら家を売却することが出来なくなってしまうんですよ。」と答えると、「そうなんですか!? それは知らなかったです。」という人が意外にも多いです。

認知症になった場合でも家を売却できるようにしておく方法が2つあります。

まずその1つは「任意後見契約」を結ぶことです。あらかじめ誰が後見人になるのかを決めておき、自宅の売却ができるように契約を結んでおくのです。ただし、後見制度は「本人の財産を守る」というのが目的なので、不動産の買い替えをしたり、建て替えや大規模修繕、またはアパート収入を子どもや孫に贈与するといったことまでは認められません。そこまで出来るようにするためには、もう1つの方法として「家族信託」を活用すれば可能となります。

「家族信託」は、家族の誰かに家の売却等の権限を与えたり、財産管理を任せるために契約を結ぶものです。後見制度よりも柔軟かつ積極的な財産管理ができるようになります。

この「任意後見契約」にしても「家族信託」にしても、財産を所有している本人が認知症になったあとではできません。

「今はまだ元気だから大丈夫。」という人が多いのですが、何かあってからでは何も出来なくから困るのです。そして困るのは本人ではなく、まわりの家族です。家族に迷惑をかけることのないよう、元気なうちに、これらの対策を行うようにしましょう。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	マロニエ 203号室
相続の基礎知識と認知症対策	7月24日（日）
相続トラブルの事例と遺言書	8月28日（日）
相続対策と円満相続の秘訣	9月25日（日）
新しい財産管理と相続「家族信託」	10月16日（日）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

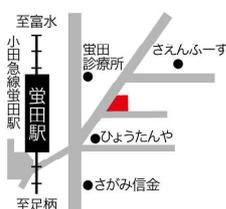
お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引士
家族信託専門士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人家族信託普及協会 会員



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info